

令和2年9月7日（月曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番		11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

澳本哲也

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	松田春喜	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	企画調整室長	西村康浩
健康福祉課長	佐田幸	住民課長	川村一秋
まちづくり課長	金子伸	農業振興課長	川村雅志
地域住民課長	青木浩明	産業推進室長	門田政史
		海洋森林課長	土居雄人
教育長	畦地和也	会計管理者	小橋智恵美
教育次長	橋田麻紀	教育次長	藤本浩之
監査委員	酒井益利		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和2年9月第11回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和2年9月7日 9時00分 開議

日程第1 議案第28号から第51号まで

(質疑・委員会付託)

## 議 事 の 経 過

令和2年9月7日  
午後1時00分開会

議長（小松孝年君）

ただ今、出席議員が定足数に達しましたので、これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

澳本哲也君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

町長職務代理者から発言を求められております。

これを許します。

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

少々お時間を頂きまして、本町での6日から本日にかけて接近致しました台風10号の災害対応と、被害状況につきまして報告を致します。

このたびの台風10号につきましては、当初、猛烈な強さに発達し、中心気圧915ヘクトパスカル、最大瞬間風速80メートルという、経験したことのない台風となって接近する予報となっておりました。

最接近時には少し勢力は弱まり、強さは強いレベルとなり、中心気圧950ヘクトパスカル、最大瞬間風速40メートルとなっております。

本町では、蜷川で、雨の降り初めから6日雨量137ミリとなり、6日12時から13時までの1時間雨量で59ミリを記録しました。

本町での台風10号への対応としましては、台風が接近する前々日の5日18時と6日の9時と17時に、明るいうちの避難を呼び掛けをしております。

配備体制につきましては、9月6日7時に第1配備体制を取り、8時に第2配備とし、町全域に避難準備高齢者等避難開始を発令し、同時に、避難所を開設致しました。

その後、12時36分に大雨警報、16時32分には暴風警報が発表されました。

また、今回は新型コロナウイルス感染症対策としまして、町が開設致します避難所の数を9カ所から18カ所に増やし、密を防ぐ対策を取り、避難所へは感染症対策のアルコールの手指消毒液、非接触式体温計、ハンドソープ等を配備し、本年度作成しました出水期における避難所での感染症対策マニュアルにより、感染防止対策を講じたところでございます。

避難者数としましては、6日21時時点で30世帯50人が、町が運営します避難所に避難をされております。

被害の詳細につきましてはまだ把握しきれてはおりませんが、町内約1,700戸で停電が発生しておりますが、現在は、四国電力において復旧済みでございます。

町道の被害につきましては、11時時点で、倒木4件、崩土2件、落石が1件、カーブミラーの損壊1件を確認しております。建設業者および担当職員等により対応を行っております。

農業関係の被害につきましては、関係者の暴風対策によりまして、農業振興センターなどからの被害報

告は届いておりません。

また、入野漁港内の漁具倉庫の防水シートの破損の被害の報告がございました。この台風被害につきましては、今後の調査によりまして、担当部署において速やかな対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

現在のところではありますが、地域の方々の防災への備えによりまして、人的被害や家屋等への大きな被害はございませんでした。

また、避難所の開設等におきましては、区長さんをはじめとしまして地域の皆さまに大変お世話になりました。この場をお借り致しましてお礼を申し上げます。

以上、報告と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長職務代理者の発言を終わります。

日程第1、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第51号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

次の、議案第29号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ちょっと、小さなことですが、決算書の31ページのこの下の1、2、3、4、税務手数料の中に、この備考欄で、カッコ書きよね。収入済額には過誤納金還付未済額600円を含むとあるんですが、その1つ飛ばして下にもありますがね。これは、なぜそういうことになるのかちょっと分かりませんが。

普通は、還付の場合は速やかにお返しせないかんということになっちゃいますが、こういう処理の仕方というのが何で発生するのか。それはどういうことですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

還付未済額が何で発生するのかということですが、年度を3月31日で締めておりますので、還付がある方に通知をして請求書をもらおうと。それから還付をするという手続きになっておりますので、その日にちがちょうど請求書の返送が年度をまたいだ場合は、ここに還付未済額として出てくるようになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

よろしいですか。

(矢野議員から「はい」との発言あり)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

85 ページのこの流用がありますね。

流用は財務規則上認められてはおりますが、問題は、どこからか頂いたの。それから、余るのでよそへ持っていくの。これは、元々の予算要求書の一つは作る段階においての見積りがどうであったのかと。

それから、予算の執行伺いがこれはどういう形でやっておるのか。支出負担行為がきちっと処理ができておるのかいう、そのへんに疑問があります。

それで、私もこれ平成 19 年度以来、ずっとこの流用についてはいろいろ指摘をしまいましたが、大体ね 2 年に 1 回ぐらい、3 年に 1 回、まあ 2 年に 1 回ぐらいの割で、今年もずっとね、下のページ、いっぱいあります。もらってやって、もらってやって、やってもらう、やってもらう。そういう形の流用が多いわけです。何のための予算の議決か分らんようなことになってきますので、これはね、要するに行政力の問題を疑われるわけです。

で、こういったことはなんの普通やと思ひますけどもうちょっと、何かがちよっとずれておるのか、予算管理のどこかがおかしいんじゃないかというように思っておりますが。

これ、財務会計を入れております。しかし、こういうことが 2 年に 1 回ぐらいずうっと起こるとなると、やっぱりこれはわが町の力量いうものがここへ反映されていますので。これみんなが自由に見える決算書ですのでね、そこを今一度目を光らせてそういうことがないように、こういうことがする必要があると思わんですが。

これ、ちょっと理由がどうなってますかね。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

お答えを致します。

矢野議員が言われておる 85 ページの上段の方の流用のことだと思われま。

この 213 の財産管理のところにつきましては、総務課と地域住民課が供用して使っている費目でありま。

集会所の耐震補強工事の関係が思ったより安く上がった関係と、旧佐賀保育所の交流センターみらいの工事が若干見積りより多く必要になったということで、19 節の負担金から 15 節の方に流用させていただきました。

議員言われるように、もうちょっと総務課等と横の連携を密にしておれば、もう少し流用が少なくて済んだかもしれません。反省しております。

以後は調整しながら進めますので、やっていきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

自分の方からも、ちょっと補足をさせていただければというふうに思います。

以前からもこの流用につきましての、へ、とですね、から、につきましてでございますが、今、総務関係の方のお答えをさせていただきましたが、総務関係の予算で支所、本庁、そして消防関係、また衛生にも、それぞれ本署、支所と独立して予算を持っている関係がございます。そして、学校の中も保育所等につきましては、それぞれが予算を持っている関係がございます。

そういうことで、それぞれの部署で流用をまず行いまして、また、支所で先に流用を行った後に、今度本署の方でまた逆の流用を行う場合等が、ままあることがございます。

これからもないように調整をしていくつもりですけれども、こういうことが起こり得るということだけご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

中島君。

13 番（中島一郎君）

すいません、183 ページの 7、1、4 の 13 の委託料ですが、この中に、第三セクター及び町内事業所の地産・外商活性化事業業務委託の 135 万 9,600 円と、その下に同じく、第三セクターを活用した地産・外商活性化事業業務委託 301 万 9,500 円が、決算額で挙がっております。

これは昨年度も同じ決算額になっているんですが、この第三セクターというのは缶詰製作所を指していると思います。それに関連する委託ということでございますが、何かこの同じ金額が例年決算として挙が

って、その業務内容がそんなに変動的に変わらないのかどうか、そのへんと。

今回、この第三セクターを基準として考えた場合に、この間頂きました事業報告書の中には、缶詰製作所の新商品開発が順調に進められず、原料として未利用だった食材の活用など、地域貢献に関しての新たな実績は残せない結果となっています、という事業報告がされております。

このへんとのバランスといいますか、ちょっとこう。第三セクターは缶詰製作所を示しておりますので、その実績が上がってないという理屈と、この業務委託との関連性がちょっと分かりづらい部分がありますが、分かればその点の説明をお願い致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員のご質問にお答えを致します。

この件につきましては、業務報告書で申し上げますと 296 ページの中ほどに、13 節委託料として記載しております。

その中で、第三セクター及び町内事業所の地産・外商活性化事業業務委託 135 万 9,600 円、そしてその下には、第三セクターを活用した地産・外商活性化事業業務委託 301 万 9,500 円として掲載はしております。

主な事業内容と致しましてはここに掲載しておるとおりでございますけれども、例年、ここに記載しております契約の相手方、ここと事業契約を結びまして事業進捗（しんちよく）しているところでございます。

昨年度と同様ではありますけれども、同様な事業を行っておりますのでこういうことになっておりますが、これも議員のおっしゃられるように見直しの必要もございますので、今年度予算におきましては少し見直しを図って、計画の立て直しをしておるところでございます。

また、この委託の名称ですけれども、第三セクターという言葉も入っておりますが、その後、及び町内事業所という言葉も入っておりまして、第三セクターに限った事業ではございません。町内のほかの事業者につきましても、この委託の中で支援をして行っている事業でございますので、そういったことをご理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、決算書 507 ページからの、令和元年度財産に関する調書についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

この 510 ページの、土地の宅地の面積が 2,007 平米減となっておりますが、これは中身は何ですか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

矢野議員のご質問にお答えします。

2,007 平米の内訳につきましては、城山分譲地の売却による 1,984 平米と、町立へき坂共同墓地の移動ということで 23 平米下の墓地の方に移行した関係で、2,007 平米の減となっております。

以上です。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

次に、議案第 36 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の質疑を終わります。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この 502 ページの委託 1,722 万の、委託のこの中身いいですか、どういうやり方でこの委託、制作、発注しておりますか。

高知県議会の中継なんかは、これはなかなかいいなあ思うて拝見するわけですが、これはですね丸投げで頼んでおるのか、骨格になる部分を作った上で委託しておるのか。全く任せっきりで、白紙の状態委託しておるのか。

この契約の中身は、これどんなになってます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員のご質問にお答え致します。

13 の委託料ですけれども、これは IWK の放送サービス委託料で、砂浜美術館の方に委託をしているものがございます。

放送内容に関しましては、一定のプログラムを基に、その放送内容で放送しているものと、あと、こちらからの撮影依頼に基づいて放送しているもの、その 2 つによって委託をしているものがございます。

内容につきましては、IWK の方とも協議をしながら、その都度こういったものを放送するか協議をして決定をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

浅野君。

5 番（浅野修一君）

初日にもこの件、職務代理者の方から説明の方あったわけですが。

自分と致しましても、町長の代理もされておる中で、こういった減俸というか減給というのはちょっと考えにくいところがございます。というのも、言えば、2 人前にせんといかんというふうな受け止めもできようかと思うわけです。

そういった意味では、逆に加算するべきではないかというふうな思いを持ってましてね。いま一度、その趣旨といたしますか、いま一度そのお考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長職務代理人。

町長職務代理人（副町長 松田春喜君）

浅野議員の質問にお答えを致します。

当初の提案説明でも説明をさせていただいたとおり、通常、職員の不祥事等におきましては町長なり副町長なりが、特別職がその責任を取って減給等を行っております。

今回、町長ということでもありますけれども、町全体で考えますと特別職であります自分の方が、その職員と町全体で考えましたら一応責任を取ってですね、処分等を行うべきというふうに考えております。

その処分を行った上で、職員とともに信頼回復に努めていくということで考えておりますので、ご承認の方よろしくお願いを致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

3番（山本久夫君）

今の件ですけど、一応質疑というか、変な議案ですので何と答えを求めていかいいう、説明を受けたらいいか、ちょっと戸惑うところもあるがですけど。

1つだけ確認ですが、懲罰であったり、そういう不祥事であれば職員がやった、総務省なんかが出しているいろいろ決まりがあります。こういうのは実際、その議案を出そうとしたときに、その実例というのがあったのかどうかいうのはちょっと確認したのか。

それと、あと、まあ気持ちは分らないですけど、そういうことを出すこと自体への何か気持ち的なものというか、判断した裁定というか、本人が出すわけですから。その初めの日に説明は受けましたけど、襟を正したいいうのと、組織として一丸となって前へ進みたいから、そのことを表したのがこの議会の議案の提出ということで、まあ理解はしちゅうんですけど。

その今言った、総務省の方との関係とかいうのは。それから、行政実例なんかでこういうことが実際あったのか、過去に。そういうのはちょっと考えて出されたのか。それだけお聞かせ願いたいです。

議長（小松孝年君）

町長職務代理人。

町長職務代理人（副町長 松田春喜君）

山本議員の質問にお答えを致します。

総務省等々の実例等であったのではございません。実例等も、あまりないように感じられます。

自分としてのですね、先ほど申しましたように町全体の責を負うというようなことの内容で、自分の方で提案をさせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次の、議案第 45 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地君。

#### 9 番 (宮地葉子君)

17 ページですけど、17 ページの委託料ありますね。移住プロモーション委託というのが 114 万 4,000 円。それから、その下に備品購入費とありますが、この委託先と。

それから、どこかもう移住者支援住宅、備品が買うわけですから決まってる購入なのかどうか。

そういうことをお尋ねします。

#### 議長 (小松孝年君)

企画調整室長。

#### 企画調整室長 (西村康浩君)

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

この委託料ですけれども、まず、ここに挙げてます委託料、それから備品購入共、県の方で今度、地方創生臨時交付金の方で対応する事業として、今、予算計上されているものでございます。

その中でメニューがございまして、町としましてもこの委託料として移住プロモーションができるということですので、それに手を挙げております。

まだ委託先の方は、今、現時点では決まっておりません。

また、備品購入の方ですけれども、移住者支援住宅備品ということで、今現在、浮鞭の方にございます移住者支援住宅がございまして、そこにエアコンが付いておりませんので、それに対しましてそのエアコンを付けたいということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

池内君。

12 番（池内弘道君）

3 目の農業振興費の 18 節負担金補助及び交付金の中の、農業収入保険制度加入促進事業補助金というのが補正で挙がっていますが、3 点、ちょっと聞きたいと思います。

1 つは、保険料の対象の分なのですが、この収入保険というのは、保険方式の保険料と積立金による積立金と、もう一つ賦課保険料というのがあります。この保険料は何を対象にした補助金なのか、というのが 1 点と。

補助率が保険料のうちの 20 パーセントを補助するということになっていますが、この 20 パーセントにした根拠と、恐らく近隣自治体でもこのような補助金が挙がっていると思いますが、近隣自治体の状況をもし知っていれば教えていただきたい。

3 つ目に対象人数なのですが、65 戸という説明がありましたが、今農業者、ハウスしている園芸農業者は 100 件以上あると思いますが、65 戸にした根拠と、対象者ですね。新規の加入者を対象にしているのか、継続の加入者を対象にしているのか。

まず、その 3 点でお願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

池内議員のご質問にお答えします。

1 番の保険料の対象なのですが、これは今現在、青色申告を行っている方が一応 120 名ぐらいは推計しております。その方に対しての保険料になります。

あと、その 20 パーセントの根拠なのですが、特にその 20 パーセントにした根拠はございません。

近隣市町村、四万十町だと思いがのですが、確か今年度限り 50 パーセントの補助を打つというふうな格好で、ちょっと聞いてます。

あと、県下の方にも何件かやっておりますが、大体 20 パーセントとかそこらへの率ですので、当町も 20 パーセントということでさせていただきました。

あと、3 番の 65 件ということですが、これは既存の掛けちょう方も対象でございます。先ほど言った 120 件で、今現在 43 件の加入者がおいでます。一応 5 割ぐらいは増えていただきたいということで、65 名ということで提案させていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

すいません、もう一回。

1 番、1 個目の質問でしました保険料の対象ですよね。保険料の、料金の、補助の保険料の対象はどの保険料の対象になるか。

3 つたてりがあったと言いましたが、保険方式の保険料と、積立方式の積立金と、賦課保険料というものがこれありまして3つあるがですけど、そのうちが補助対象の保険料は何になるかをちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

どうも失礼しました。

保険対象は、積立の部分を除く保険料に対しての 20 パーセントです。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

池内議員に続きまして、収入保険について質問をさせていただきます。

6 月の一般質問で、この収入保険の補助金等々の質問をしたところ、早速 9 月議会に補正予算に組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

それで今、課長の方からありましたように、四万十町ですね。お隣の四万十町は、保険金の 50 パーセントが大体補助金で単年度ということになってますが、あらゆるところを調査した結果だということですが、

例えばですね、また全国的にこの補助金を出してるとこ少なくはございますのでなかなか難しいところあるか分かりませんが、うちは多分、単年度の 20 パーセントだと思います。

そうでなしに、これずっと継続的に収入保険は続いていくわけですので、例えば 1 年に 20 パーセント、2 年目に 10 パーセント、3 年目に 10 パーセントとか、そういうふうな物の考え方を立てることもできるわけですが、そういう市町村もあられます。現実的には、

そういうことの検討はされなかったか。もう単年度で 20 パーセントで終わりという形に取ってると思いますけれども、そのへんの検討はされたかどうか、ちょっとお聞き致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の質問に答えます。

今回お願いしたのが 20 パーセントで、本年度、ちょっと協議が必要ながですけど、できれば来年度も 10 パーセントとか、その率を落として継続したいとは考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

33 と 34 ページですけど、一番下の委託料ですね、埋蔵文化財発掘調査委託がありますが、これ、どこか遺跡が出てきたとか、そういうことがあるんでしょうか。

その 34 ページにはですね、発掘用の資材がもう予算として挙がってますので、その遺跡など出てきたのであれば、どういう所へこれは出てきたのか教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

この発掘のことですが、県営補助整備事業が加持地区に開発として、計画として挙がっております。実はその区域内に、加持本村遺跡と竹シマツ遺跡、この 2 つの遺跡がございまして、その遺跡をその補助整備事業の前に試掘をするための経費を挙げさせていただいております。

それで、この委託経費は何であろうかということですが、その試掘をしたときに何か、木くずとかいろんな産業廃棄物的なものが出る場合があります。その産業廃棄物の処理の費用でございます。

34 ページの発掘用資材でございますが、これは試掘するための重機ですね。掘削機械のリース料、借上料でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、最初に聞き忘れたんですけど。

その委託先ですよ、この試掘をするね。それはどこになりますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

試堀につきましては、黒潮町の教育委員会の方で行います。文化推進委員さんを中心として行うように計画しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この定住自立圏の形成に関する協定書の中にですね、今回新たに加えられるのは、看護系 4 年制大学の誘致というのがありますよね。

この 4 年制大学の誘致っていうのは、今、大学を誘致するというのは、世の中少子化時代で大変全国的にも難しい内容になってますよね。ある所ですけど、場所は言いませんけど、その大学を誘致したら外国の生徒さんがいっぱい入って、1 年か何年やったかいなくなってですね、生徒さんは働きに出たらしいんですよね。

そういう実態もあつたぐらいでしてね、今、大学を誘致するというのは、私は現実に則してこういうことを出してるのかなという、すごく疑問を感じるんですね。こういうところに入れるということは、実際にこの事業を進めるということでわざわざ書いてるわけですから、かなり困難なものをわざわざ入れるっていうのはどういう協議の下にこれになったんでしょうか。

ちょっとお尋ねします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

今回、この定住自立圏構想の中でうたわれておりますこの 4 年制大学につきましては、基本的には確かに厳しい状況であるということは認識しております。

その中でも、やはり今、介護現場等々で困ってる現実がございますので、今そういった人材を育成する必要があるということ、それから地域の活性化を図るということを等々を加味して、今からそういったことも検討もしながら取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

例えば、具体的にもう大体どの辺にあるとかですね、一定の方向性が出てるんでしょうかこれは。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それではお答え致します。

今のところ、まだ大学誘致ということで四万十市の付近で考えておりますけれども、まだ決まったものがございません。

まず、この誘致について検討を始めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 28 号から議案第 51 号までは、お手元にお配りをしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 13 時 50 分